

天理市立児童館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月19日

天理市長 並 河 健

天理市条例第37号

天理市立児童館条例の一部を改正する条例

天理市立児童館条例（昭和50年12月天理市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「

天理市立御経野児童館	天理市御経野町53番地
天理市立嘉幡児童館	天理市嘉幡町420番地
天理市立石上児童館	天理市石上町568番地

を

」

「

天理市立嘉幡児童館	天理市嘉幡町539番地6
天理市立石上児童館	天理市石上町568番地

に改める。

」

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。